

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町の責務並びに町民、歯科医療等関係者、教育保育関係者、保健医療等関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 生涯を通じた歯科疾患の予防による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 教育保育関係者 保育所、幼稚園、学校その他これに類する施設において、乳幼児、児童及び生徒の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の医科医療等業務に関連する業務に従事する者（歯科医療等関係者及び教育保育関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 町内の事務所又は事業所で、労働者を雇用して事業を行う者をいう。
- (6) オーラルフレイル 歯の喪失及び食べること又は話すことに代表されるさまざまな機能の軽微な衰えが重複し、口腔の機能が低下する危険性が増加している状態をいう。
- (7) かかりつけ歯科医 町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのため、妊娠婦期・乳幼児期、学童期・思春期、青年期、壮年期及び高齢期であるそれぞれの期間（以下「ライフステージ」という。）に応じた適切な歯科医療の提供及び保健指導を継続的に行う歯科医師又は医療機関をいう。
- (8) 健康格差 地域又は社会の経済状況の違いによる歯及び口腔の健康状態の差をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本として取り組まなくてはならない。

- (1) 町民が歯及び口腔の健康が全身の健康及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることを認識すること。
- (2) ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり及び歯科疾患の予防に向けた取組を推進し、健康格差の縮小を目指すこと。
- (3) 障害児、障害者、介護を必要とする者その他特別な配慮を要する者が、必要に応じて、歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康づくりを図れるよう取組を推進すること。
- (4) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔が関連する分野における施策を踏まえ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的な歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、国及び宮城県と連携し、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、歯と口腔の健康づくりの推進のため、歯科医療等関係者、教育保育関係者、保健医療等関係者及び事業者と連携し、町民に対して情報の提供、助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組に努めるものとする。

(歯科医療等関係者の役割)

第6条 歯科医療等関係者は、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、町、教育保育関係者及び保健医療等関係者と連携を図り、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育保育関係者及び保健医療等関係者の役割)

第7条 教育保育関係者及び保健医療等関係者は、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、町及び歯科医療等関係者と連携を図り、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員に対して歯科健診及び歯科保健指導の機会を確保できるよう職場環境を整備するとともに、歯と口腔の健康づくりを推進し、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 町は、山元町健康増進計画に基づき、歯と口腔の健康づくりを推進するため次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくり並びに歯及び口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響についての知識の普及啓発に関すること。
- (2) 食育及び生活習慣病の対策に必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (3) 生涯にわたり、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診を受けること等の勧奨並びに必要な応じて歯科保健指導及び歯科治療を受けることの促進に関すること。
- (4) ライフステージの特性に応じた歯と口腔の健康づくりによる健康格差の縮小に向けた取組に関すること。
- (5) 妊産婦期における歯と口腔の健康づくりを通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (6) 障害児、障害者、介護を必要とする高齢者及びその他特別な配慮を有する者が、適切かつ効果的に歯科医療その他歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (7) 乳幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病並びに外傷による歯の喪失を予防するため、歯みがき、フッ化物の応用、マウスピースの作製等科学的根拠に基づいた効果的な取組に関すること。
- (8) 歯と口腔の健康づくりを推進するための実施体制の確保及び他職種や関係機関との連携に関すること。
- (9) 災害時における歯と口腔の健康づくりに係る体制の整備及び歯科疾患の予防に関すること。
- (10) 歯と口腔の健康づくりに関する町民の意識を高めるための運動の促進に関すること。
- (11) オーラルフレイルの予防並びに介護予防に向けた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (12) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に関する情報の収集、調査及び研究の推進に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。

(歯と口腔の健康づくり月間)

第10条 歯と口腔の健康づくりについて、町民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるよう、毎年11月を歯と口腔の健康づくり月間とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。